

# 青森県報

号外第二号

平成十七年  
一月十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(職員 課) ……

## 人事委員会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則  
ここに公布する。

平成十七年一月十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一号中「第十三号」の下に「及び第十四号」を加え、同条第十三号中「三日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、二十四時間)」を加え、同条第二十一号を第二十二号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「五日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を加え、同条第十五号とし、同条第十三

号の次に次の一号を加える。

十四 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)の範囲内の期間

第十二条に次の一項を加える。

2 前項第十三号から第十五号までの休暇の単位は、一日、半日又は一時間(再任用短時間勤務職員にあつては、一時間)とする。

第十五条中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

第十六条中「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第十八条第四項中「第十二条第九号」を「第十二条第一項第九号」に改め、同条第五項中「第十二条第十号」を「第十二条第一項第十号」に改め、同条第六項中「第十二条第十二号」を「第十二条第一項第十二号」に改める。

第十九条第一項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第二十条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、同項の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があつた日から起算して一週間を経過する日(以下この項において「一週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

別表第四の上欄中「第十二条第十号」を「第十二条第一項第十号」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十七年一月一日前にこの規則による改正前の人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)(以下「改正前の規則」という。)(第十二条第十三号の休暇を使用した職員で、人事委員会が定めるものについては、人事委員会が定め

る日又は時間のこの規則による改正後の人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「改正後の規則」という。）第十二条第一項第十三号の休暇を使用したものとみなす。

3 平成十七年一月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に改正前の規則第十二条第十三号又は第十四号の休暇を使用した職員については、人事委員会が定める日又は時間の改正後の規則第十二条第一項第十三号又は第十五号の休暇を使用したものとみなす。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭